

景観緑三法と造園建設業の役割

社団法人日本造園建設業協会

技術調査部長 のむら てつろう 野村 徹郎

はじめに

わが国で初めての景観と緑に関する総合的な法律となる、三つの法制度「景観緑三法」(景観法案、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)は、美しい景観と豊かな緑を実現するために整備されます。この法律は「景観に関する基本法制の整備」「緑に関する法制の見直し」「屋外広告物に関する制度の充実」を基本として、総合的で一体的な効果の発現を推進し、日本の各地で美しい景観と豊かな緑の形成を促進することで、美しい国土の保全と創造を目指しているものです。

この法制度が整えられることは、多様な自然に恵まれた日本の誇るべき国土景観が高度成長の時代を経て大きく失われてきた現在、誠に時期を得たものといえるでしょう。

この法律では、都市景観だけでなく農村、山村、漁村、道路、河川、海岸等日本のあらゆる場所で良好な景観の保全と形成を図るためのさまざまな方策が盛り込まれています。良好な景観形成に関する基本理念と国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における良好な景観の形成のための規制、さらに

景観整備機構による景観保全のための支援措置も考慮されたものです。

この景観緑三法が実施されることによって、国土のさまざまな環境整備の場面において良好な景観を重視することが求められることになります。

本稿では景観法の目的である、「都市、農山村、集落を形成している地域、これと一体となって景観を形成している地域の良好な景観の形成を促進、美しく風格のある国土形成」を実現するために造園建設業の果たすべき役割について考えてみることにします。

景観法がもたらすもの

平成13年度に首相官邸に都市再生本部が設置され、現在の都市の抱えるさまざまな課題を改善、修復するために活動を行うなど、21世紀に入っからは都市再生がキーワードとなっています。

都市再生の基本方針には、安心して暮らせる美しい都市、自然と共生した社会の形成が目標の一つに掲げられています。

また、国土交通省では、戦後の復興期から今日までに量的には社会資本整備が整ってきたものの、美しい景観づくりなど質的な面は充足されていないとの反省に立ち、「自然と調和した美しい

景観を次世代に引き継ぐ」という理念を掲げ、行政として社会資本整備の目指す方向を「美しい国づくり」に転換すると決定し、2003年1月に「美しい国（うましくに）づくり委員会」が設置されました。そして2003年7月には、日本を魅力ある国とするために、美しい自然と調和を図りつつ整備するための基本的考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」が発表されました。

「大綱」は美しい国づくりのための基本的な考え方として、⁽¹⁾地域の個性を重視する、⁽²⁾公共事業や建築物設置の基本目的の中に「美しさの形成」を盛り込む、⁽³⁾景観破壊が起こる前に先行して保護のための明示的措置をとる、⁽⁴⁾長時間にわたり持続的に取り組む、⁽⁵⁾良好な景観を形成することが経済的にもプラスになるような環境をつくる、⁽⁶⁾「良質なものを長く使う」という意識を育てることを示し、また景観保護のために国土交通省が取り組むべき具体的な施策を明らかにしています。

2003年12月には社会資本整備審議会が「都市再生ビジョン」をとりまとめ、安全・快適で美しい都市再生に向けた10のアクションプランの中に、「良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度の構築」を挙げています。

そこでは、都市と農山漁村が共生した一体的な空間としてとらえられるとともに、防災空間や緑地的空間として評価され、生態系ネットワークの保全、復元、創出のためにも、水と緑の存在が非常に大きな要素であること、今後の緑とオープンスペースの確保の方策としては、自然環境との豊かなふれあいを通じ、緑とオープンスペースのネットワーク化による保全・創出、中核となる都市公園の整備や活用が必要であり、緑のオープンスペースは都市の環境インフラであると位置付けられています。

このように、20世紀後半からの経済性や機能性重視の時代を振りかえった結果から、21世紀の国づくりでは、美しい景観を重視する時代になったといえるでしょう。

良好な景観の保全と創出のために

景観とはその土地の持っているポテンシャルであり、自然そのものはもちろんのこと、そこに暮らす人の生活や文化、風土と切り離して考えることはできません。

都市、農村、山村、漁村、道路、河川、海岸などあらゆる場面で自然景観と人工景観との調和が求められています。

緑を基調とした美しい自然環境からなる国土の景観は、自然と人との共生によるゆとりに満ちた生活の基盤となることができます。

その景観の形成に大きな役割を果たすのが、緑や花の導入です。

緑や花は生活環境の向上のために、欠くべからざる存在ですが、都市におけるデザインや管理のあり方によっては、茂りすぎたり、不快で不安定な空間を作り出してしまふこともあり得ます。

そうならないためにも、緑や花の導入では、量だけではなく、質の向上があってこそ、求められている快適で豊かな生活環境を作り出すことができるのです。

景観を構成する一つひとつのエレメントが大切であることはもちろんですが、それぞれが美しく組合されてこそ、自然と人の暮らしが調和した景観を作り出すことができます。

そのために、造園の持つ知恵と技術が貢献できることでしょう。

みどりはその量から質の時代へ

世界の人々から、豊かな四季の変化と歴史、文化に彩られた美しい国と賞賛されてきた日本は、20世紀後半からの高度成長時代に代表される急激な都市化により大きく姿を変え、経済性や効率性、機能性の重視により、美しさへの配慮を欠いた地域性の乏しい画一的な都市景観が多く見られ

るようになり、その結果として、水と緑に溢れた美しい景観の多くを失ってきました。

20世紀には社会資本が量的に充足されはしましたが、21世紀には本来日本が持っていた美しさと風格を取り戻し、都市と周辺の農山漁村を含めた景観全体の調和を図りつつ質的な充足が求められています。

緑に関しても、日本列島改造・バブル経済の時代には急速に進んだ都市改造によって緑の存在意義も変化し、緑の量的な確保が求められていましたが、バブル崩壊後には開発志向から環境志向への転換によって「質の良い緑」が求められるようになっていきます。

「造園は、花や緑によって都市を再生させるための唯一無二の知恵袋である。」という近藤三雄東京農業大学教授の言葉もあるように、造園は植物という生きものを取り扱っている唯一の建設業であり、園という囲まれた空間から、都市、農村、景観計画までの幅広い領域が、造園の活躍する場なのです。

平成15年7月に、建設業法に掲げられている建設工事の内容・例示の一部改正が行われたことにより、造園工事の内容に《道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事》が追加され、「整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事」と改められ、造園工事の例示には《屋上等緑化工事》が追加されました。

これは、今まで長い時間をかけ築き上げてきた造園工事の幅広い領域が、建設業法という法律でより明確に定義付けされたものであると考えることができるでしょう。

造園のものづくり

作庭を伝統的な基本技術として発達してきた日本の造園は、植物や石をはじめとするさまざまな自然の素材を活用し、人にとって望まれる理想的

な空間や美しい景観をつくることを目指してきたといえます。

そして、造園は囲まれた庭園空間から対象とする領域を拡大することによって、私的な庭から公園などの公共的空間へ、さらにより広範囲な都市空間、自然空間などまでに及ぶ総合的なオープンスペースをつくる技術へと発展してきました。

このように、都市や自然地域までもをその活動領域に含むこととなった今日の造園建設業の役割は、限りある資源と地球環境を人類の未来に伝達することであり、「多様ないきものと共生し、自然に対する慈しみの文化の建設技術」を担うものとして、良好な景観・緑と地域の文化に恵まれた美しい国土空間の創造の担い手として国民の期待に応えることが求められています。

建設業には28の業種が定められていますが、造園が他の建設業と異なり最も特徴的であることは、植物等の「生きもの」を扱う唯一の建設業であるということです。さらに、造園は地域性や周辺環境とのバランスを重視し、植物の成長やそこに使用されたさまざまな自然素材の、いわゆるエージングなどによるエレメントの表情や景観の変化と時間軸を意識しながらものづくりを行うことです。形状や寸法の決まっている工業製品、二次製品だけでなく自然石など不定形の材料を組み合わせ用いながら、周辺との調和、空間のバランスや収まりに配慮し、快適で美しい空間づくりを行おうとすることです。また、工事という建設の段階が終了した時点で完成とはならず、成長を続ける植物を管理しながら長い時間をかけ、造園空間として熟成させるということも大きな特徴です。

造園工事にたずさわる技術者には、基本となる植栽技術、植物や植栽基盤の診断技術、移植技術、修景技術、動植物に対する総合的な技術とともに伝統的な作庭技術、石積技術などに支えられた芸術性や意匠性のセンスまでの広範囲な知識と技術が必要とされます。

造園はそもそも自然の観察から始まり、自然の摂理を意識しながらものづくりを進めてきまし

表 人々の生活場面と造園の仕事

空間	整備対象
農地	農村環境整備（農村公園，農業用水・溜池周辺整備）
林地	森林公園，生活環境保全林整備，多目的保安林総合整備
山間	砂防ランドスペース，のり面樹林化，のり面緑化
道路	緑道，歩行者専用道，街路樹，高速道路 SA・PA 整備，高速道路路傍植栽，エコロード，ハイウェイパーク，ハイウェイオアシス，ポケットパーク，環境施設帯，街路樹等道路緑地，歩道橋の緑化
港湾	港湾環境整備（緑地）
河川	リバーフロント整備（河川敷公園整備，緑化親水堤防），多自然型河川整備
ダム	ダム周辺環境整備
工業団地等	緩衝緑地，工場緑化
公共建築物・集合住宅団地	建築外構，屋上（人工地盤）緑化，壁面緑化，屋内緑化，調整池環境整備，団地内園地
公園等	自然公園，都市公園，墓園，クラインガルテン，フラワーガーデン，動植物園，日本庭園
住宅	住宅庭園，ガーデニング
その他	ビオトープ，植生復元

た。他の建設業が機能性，経済性，安全性を重視し，自然の力に対する人間の活動を守るという観点から対峙的であるのに対して，自然との調和，共生を意識するというのが造園です。

例えば道を付けようとするとき，定められた起点と終点を最短距離でできるだけ直線で結ぼうとし，工期が最短になり，また維持管理がかからない堅固な材料を使用しようとするのではなく，自然をできるだけ傷つせず，自然地形を生かしながらなだらかな曲線の道を周辺の材料を用いながら作っていくのが造園の発想であると言えます。そのためには現地の状況をよく観察し，さまざまな代替案を検討しながら最適解を見出していくことが大切です。手間暇を要することにはなりますが，これが必ずや造園の姿勢，技術として評価されていくに違いありません。

景観緑三法と造園建設業の役割

社団法人日本造園建設業協会では，造園の幅広い分野での知識と，それを現場で構成するための組み合わせと収まりの技術により，造園技術が支えられていることを造園にたずさわるものが自覚

しなければならない。との立場から，美しい景観の保全と創出のために必要な造園の技術，技能の向上と造園のものづくりに関する調査研究や提言を行っています。また，地球温暖化防止の一助となるよう「みどりのリサイクル」の推進をはじめ，「造園産業環境マネジメント宣言」の発表など，広く社会に貢献すべく活動をしています。

伝統的な造園技術の記録，蓄積とともに，今日の造園工事の特性を理解し，新しい造園技術にも対応できる技術者として，いきものの知識や審美性の判断と，それを支える造園技能についての見識の蓄積と増大を目指した教育・訓練を実施することも必要で，例えば美しい道路の緑景観を実現する「街路樹剪定士」や，植物が健全に生育するための土壌の専門家として「植栽基盤診断士」など新しい技術・技能の認定制度も発足させています。

景観緑三法の中でも特に緑に関わりの大きいと思われる「景観に関する基本法制の整備」や「緑に関する法制の見直し」が実施されることにより，造園の持っているさまざまな技術や知識を役立たせる場面が増えることでしょう。

公共造園の場合は，従来の都市公園の整備を中心とした技術・技能だけでなく，自然公園・河川・

道路・港湾等の多様な空間における、美的な環境インフラ形成の技術として造園技術・技能を位置付けることも必要となります。

景観計画制度の創設により、景観計画の策定段階で、住民等は景観計画の提案をすることができるようになりました。造園家が市民の方々と一緒になって景観計画に参加することで景観づくりのプロとして協力することができ、景観づくりのコーディネーターとして、あるいは美しいまちづくりの相談窓口となることも考えられます。

遠くの景色を庭に取り込む借景という手法は、古くから造園技法として多く用いられてきましたが、特に、自然公園などではこの遠景と近景の調和が重要となります。景観計画の基準が自然公園や国定公園にも追加できるようになることで、このような造園技法を活用することもできるでしょう。

都道府県などの景観行政団体は、良好な景観の形成のための業務を適切に行う公益法人や NPO 法人を、景観整備機構として指定することができるようになりました。造園建設業が景観整備機構として、公共だけでなく民間の緑のメンテナンスなども行うことで、美しい景観の保全と創出に役立つことも可能となります。

都市緑地保全法の改正による管理協定制や緑地管理機構制度の活用で、公共だけでなく市民緑地などの民間の緑の保全、管理への参加が可能となります。また都市公園法の改正による、多様な公園施設の設置提案とその管理などでも造園の持つ緑の知識と技術を発揮することで、さまざまな場面で貢献ができるでしょう。

このように、美しい日本の景観を保全し築き上げていくために、すぐれた造園修景技術が必要とされるさまざまな場面で、日造協を中心とする造

園建設業が建築や土木などの関連する分野とも連携を図りながら、緑に溢れた景観づくりの専門家としての役割を発揮することで、美しい国づくりにたずさわって緑豊かな自然との共生による生活の創造に貢献できるはずです。

おわりに

造園建設業は、公園や緑地などの総合的な建設工事から、道路、河川、屋上等の緑化工事、動植物についての知識と技術を生かした保護・育成による植生の復元工事、さらに生きものである植物の維持・管理にいたるまで、多年にわたる造園・修景に関する経験と、日本庭園などの伝統技術を基礎として蓄積した技術を生かした、都市環境や生活環境の整備を通して景観の向上に貢献してきました。

景観法が実施されることによって、景観という言葉に対しあらためて国民の目が向けられることとなります。

景観法が風景全体に関わる制度として機能し、関係する省庁とも連携した総合的な取り組みができるものとなることで、美しい日本の国土の景観がさらに向上することを期待するとともに、この景観に関する法制度の整備が造園産業の新たな基盤を作り出すことにつながることを願います。

【参考資料】

- 1) 首相官邸ホームページ
- 2) 国土交通省ホームページ
- 3) 都市緑化：講談社 近藤三雄

(社)日本造園建設業協会のホームページ =
<http://www.jalc.or.jp>